

基本目標 3

安心して暮らせる環境を整備する

目指す
地域の姿

一人ひとりの安心と権利が守られ
ずっと暮らし続けたいまち

☀️ 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
個別避難計画策定の進捗状況(策定率)	%	4.5	30.0
行政が提供する福祉のサービスに関する情報を入手できている人の割合 (アンケート)	%	16.4	23.0
再犯防止の取組の認知度 (アンケート)	%	19.0	27.0

施策展開 (1)

権利擁護の推進

☀️ 現状と課題

誰もがその人らしく安心して暮らすためには、判断力が低下することに伴う消費者被害や虐待から生活と権利を守る仕組みが求められます。高齢化や独居世帯の増加を背景に、権利擁護の体制整備の必要性は一層高まっています。成年後見制度は生活や財産管理を法的に支える有効な仕組みですが、全国的に周知不足や利用のハードルが課題とされており、本町の住民アンケートにおいても、理解度は「聞いたことはあるが内容は知らない」(46.4%)、「知らない」(26.6%)と低く、利用意向では「わからない」(37.5%)や「使いたい方法がわからない」(27.0%)が目立ち、情報不足や利用の難しさが浮き彫りとなっています。

また、虐待やDV(家庭内で起こる身体的、性的、心理的、経済的暴力)は、高齢者や障がいのある人、子どもなど社会的に弱い立場に置かれやすい人々に生じやすく、差別的な扱いが背景となる場合もあります。早期発見・早期対応のためには、地域での見守り体制の充実に加え、通報・連携フローの明確化や関係者への研修の強化が不可欠です。

専門職と地域が連携し、制度の周知と活用を進めることで、誰もが尊厳を持って安心して暮らせるまちの実現を目指します。

住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 成年後見制度や権利擁護の仕組みについて学び、身近に困っている人がいたら相談先を案内できるようにしましょう。
- 虐待や消費者被害が疑われる場合は、ためらわず行政や関係機関へ知らせましょう。
- 「一人で抱え込まない」という意識を広げ、地域全体で権利を守りましょう。

行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 成年後見制度利用支援事業を活用し、申立費用や後見人等の報酬を助成するなど、利用環境を整備します。
- 虐待防止のため、通報の受理や関係機関の連携を迅速に行える体制を整えます。
- 消費生活センターや専門機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期対応を図ります。
- 介護支援専門員、相談支援専門員、弁護士等の専門職と協働し、本人の意思を尊重した支援を推進します。

具体的な取組・事業

虐待の防止に向けた取組の推進	虐待の防止や早期発見のため、虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法など)の周知を広報まさき等で行います。見守りで虐待のハイリスク者の把握を行い、早期発見、早期対応に努めます。虐待を発見した際は、関係機関と情報共有・連携して対応します。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の周知、相談窓口の強化などの各種取組を推進します。
ヤングケアラー支援の充実	ヤングケアラーに関する実態の把握に努め、本人及びケアを受ける側の家族の考えや思いにも寄り添った支援に努めます。また、ヤングケアラーは自らが相談をしてくるケースは多くなく、関係者が「気づく」ことが必要であるため、情報の周知に努めます。

 現状と課題

近年、地震・台風・豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化しており、いつどこで災害が発生してもおかしくない状況となっています。このような中で地域住民の生命と暮らしを守るためには、行政の対応だけでは限界があり、住民一人ひとりが防災意識を高め、平時から備えることが重要です。特に、高齢者や障がいのある人など災害時に支援を必要とする人の把握と支援体制の整備、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災力向上が求められています。

住民アンケートでは、災害時の避難場所について、地区や年齢によって認知のばらつきが見られました。また、地域の防災訓練に参加している割合は2割未満であり、日頃の備えの強化が重要です。災害時の備えとして重要だと思ふことは、「ハザードマップ等による危険箇所の把握」(55.2%)に次いで、「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」(43.9%)が挙げられました。いざという時の住民同士の支え合いにつなげるためにも、地域の避難訓練や防災活動に参加することが大切です。

防犯の面では、「防犯灯の設置・維持」や「子どもの登下校時の見守り活動」への要望が挙がりました。地域の見守り活動やパトロールは、顔の見える関係づくりにも役立ちます。

行政と住民が連携し、地域住民が主体的に防災・防犯活動に参加することで、互いに助け合える安心・安全な地域づくりを推進していくことが求められます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 日頃から挨拶や声かけを大切にし、災害時の安否確認や避難支援につながる関係を築きましょう。
- 地域の防災訓練に積極的に参加し、自分や家族の安全な避難行動を身に付けましょう。
- 登下校時の見守りやパトロールなど、防犯活動に無理のない形で関わりましょう。
- 防災・防犯に関する情報を周囲に伝え合い、地域全体の意識を高めましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 高齢者や障がいのある人など要配慮者に対応した避難支援体制を整備し、名簿管理と同意に基づく情報共有を進めます。
- 防災行政無線、SNSなど、複数の情報伝達手段を確保し、確実に住民に届く体制を整えます。
- 避難所運営マニュアルを整備し、要配慮者への配慮を含めた実践的な訓練を行います。
- 防犯灯の設置や維持、登下校見守り活動など、地域の防犯活動を支援します。

☀️ 具体的な取組・事業

避難支援体制づくり	避難行動要支援者の名簿を作成し、適切に管理・運用するとともに、本人の同意を得た上で地域に共有し、自主防災訓練で活用してもらうなど、地域防災力の向上につなげます。
個別避難計画の作成	避難行動要支援者の名簿に基づき、個別に避難先・連絡手段・支援内容を事前に整理し、本人・家族・地域・関係機関で共有する計画を作成します。定期的に見直し、確実な避難につなげます。
福祉避難所の整備・開設訓練	災害時に配慮が必要な人を受け入れるため、設備や受入体制を整備し、開設手順や連絡・受援体制を確認する訓練を定期的に実施します。バリアフリー改修や備品確保、職員配置を進め、関係機関と情報共有し、受入基準と役割分担を確認します。
防犯対策の推進	地域における見守り活動の促進や周知を通じて、防犯意識の向上や犯罪抑制に取り組みます。また、広報まさきへの啓発記事掲載や、高齢者サロン等への講師や相談員の派遣により、意識啓発に努めます。
高齢者に対する交通安全対策の推進	関係機関と連携して高齢者が活動する場を利用した交通安全の啓発に努めるとともに、運転免許自主返納支援事業の推進により、高齢運転者による交通事故発生の抑制を図ります。

☀️ 活動紹介：防災避難訓練(令和7年9月実施)

行政 の活動



訓練の様子



訓練の様子

 現状と課題

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすためには、バリアフリーのまちづくりが重要です。自分とは異なる立場になったとき、日常生活や社会生活の中には、バリア(障壁)が潜んでいます。

住民アンケートや住民座談会では、高齢者の立場から「コミュニティバスの停留所まで行けない」「歩いて行ける場所にスーパーがない」、子育て世帯の立場から「子どもの遊べる場所が少ない」「街灯が少なく道が暗い」といった意見が挙がりました。各立場に、生活の支障となるバリアが存在します。

バリアはハード面に限りません。コミュニケーションにおけるバリアフリーも重要です。例えば、耳の聞こえにくい人には、要約筆記など視覚で情報を伝える配慮が求められます。

誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、積極的な社会参加を可能にする環境を整備し、あらゆる人の立場からバリアをなくす取組を継続することが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 地域で危険な道路や不便な施設を共有し、改善につながる声を行政に届けましょう。
- 困っている人がいたら積極的に声をかけるなど、「心のバリアフリー」の意識を持って助け合いに参加しましょう。

 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 町の公共施設や道路のバリアフリー化を計画的に進めます。
- 公共施設の洋式トイレ化や、誰もが利用しやすいサイン表示・案内板の整備を推進します。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣を通じ、コミュニケーション支援体制の充実を図るとともに、誰もが安心して参加できる地域づくりを目指します。
- 役場窓口などにおける合理的配慮の提供体制を整備するとともに、周知啓発に努めます。

 具体的な取組・事業

<p>文化施設等のバリアフリー化の推進</p>	<p>文化施設等において、障がいのある人が安心して活動できる環境を整備します。町が主催する行事について、誰もが参加できるように配慮し、障がいの有無や種別や程度に関わりなく、共に交流し理解を深めることができるよう努めます。</p>
<p>道路等のバリアフリー化の推進</p>	<p>歩道の整備や生活道路の段差解消、防犯灯の増設等、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。</p>
<p>移動しやすい環境づくり</p>	<p>公共交通の駅などの施設整備を要請し、免許返納後の高齢者や障がいのある人にとっても移動しやすい環境づくりを推進します。</p>
<p>コミュニケーション支援体制の充実</p>	<p>手話通訳者派遣事業などコミュニケーション支援体制を充実するとともに、必要な人が利用できるよう、事業の周知に努めます。</p>
<p>合理的配慮の啓発・推進</p>	<p>住民や教職員等への啓発を行います。障害者差別解消法や合理的配慮の提供について、広報まさき等を活用した周知・啓発活動に取り組みます。</p>
<p>情報バリアフリーの推進</p>	<p>手話奉仕員養成講座を開催し、手話の基礎や聴覚障がいに関する正しい理解を深める学習を行うとともに、手話を通じた円滑なコミュニケーション支援を行う人材を養成します。情報のバリアを無くし、誰もが参加しやすい地域社会の実現を目指します。</p>

 活動紹介：松前町役場内のバリアフリー

行政の活動



庁舎床の点字ブロック



庁舎入口の車いす貸出



障がいのある人や妊産婦専用の駐車場

 現状と課題

各種調査の結果では、共通して情報発信の重要性が示されました。住民アンケートでは、福祉情報の入手状況について、過半数が「あまり入手できていない」と回答しました。地域における支え合いや助け合いを活発にするために重要なことでは、「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が47.5%で最多となっています。

団体アンケート及びヒアリングでも「福祉サービスに関する情報提供の充実」が取り組むべきこととされました。団体の活動が住民に知られていないことで、提供した支援が警戒されるなどの支障が生じています。活動の参加者や担い手の確保のためにも情報発信が重要です。

住民座談会では、地域活動に若い世代の参加者を増やすためには「SNS等の新しい手段を利用した情報発信が必要」とする意見がありました。実際に、住民アンケートによると、主な情報源は「広報まさき」が6割を占めているものの、20歳代ではインターネット経由での情報取得が最多でした。年代によって情報の届き方に差があることが明らかになっています。

情報が届かないことで、制度やサービスの利用が遅れる、地域活動への参加につながらないといった課題があります。今後は「広報まさき」をはじめとした既存の手段に加え、SNSなど複数の媒体を組み合わせる仕組みが必要です。また、バリアフリーの観点からも、必要に応じて平易な表現や図解を取り入れ、誰もが理解しやすい情報提供を進めていくことが求められます。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 広報まさきやSNS、回覧板など身近な媒体を通じて得た情報を、家族や近隣に積極的に伝え合いましょう。
- 高齢者など情報を受け取りにくい人に配慮し、声かけや説明でサポートしましょう。
- 「知ったことを周囲に伝える」ことを当たり前の習慣にし、地域全体で情報の循環を目指しましょう。

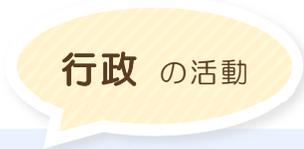
 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 「広報まさき」を中心に、SNS・町ホームページ・回覧板など複数の媒体を組み合わせた情報発信に努めます。
- 制度や窓口など住民が知りたい情報を簡潔で分かりやすく整理して提供します。
- 高齢者や障がいのある人など、多様な立場に配慮した情報発信の方法(平易な表現、図解、多言語など)を工夫します。

具体的な取組・事業

<p>情報発信の強化</p>	<p>支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるよう、広報まさきや町ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信に取り組みます。また、対象者に合わせて、発信内容や方法を工夫し、分かりやすい情報発信に努めます。</p>
<p>情報アクセシビリティの向上</p>	<p>障がいの有無にかかわらず情報取得の格差が出ないように、情報提供体制の充実を図ります。音声録音した広報の提供や町ホームページ、SNSに公開する動画に字幕表示等を行います。</p>
<p>やさしい日本語の活用</p>	<p>外国人にも理解しやすい、やさしい日本語、分かりやすい表現の使用に努めます。</p>

活動紹介：やさしい日本語による情報発信



外国人住民に向けた情報は、振り仮名を付けたやさしい日本語や多言語で発信を行っています。

また、令和7年度は町内に在住又は在勤の外国人を対象に、日本語学習を実施しました。基本はオンラインでの学習ですが、対面での交流会もあり、外国人住民が地域に受け入れられ、安心して暮らせるように支援しています。

松前町(まさきちょう)に住(す)んでいる人(ひと)・働(はたら)いている人(ひと)へ

オンラインで日本語(にほんご)を勉強(べんきょう)します。

対面(たいめん)のイベントもあります。

お金(かね)はいりません。

ご案内(あんない)を見(み)てください。

町ホームページのやさしい日本語による案内



日本語学習オリエンテーションの様子

やさしい日本語・多言語によるお知らせ

 現状と課題

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせる安全な社会を実現するためには、罪や非行を犯した人が地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりを進めるとともに、円滑に社会復帰ができるよう支援することが必要です。国の第二次再犯防止推進計画で、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人などが安定して生活できるよう支援に努めることと、立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくりを担うことが求められています。

愛媛県では、令和2年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、刑務所等を出所する高齢者や障がいのある人の福祉サービス利用をサポートするほか、就労先のマッチングや住居確保に向けた支援など、多様な分野で罪を犯した人等に対する支援に取り組んできました。令和6年3月には「第2次愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、更に実効的な再犯防止施策の推進に努めています。本町においても、保護司会や更生保護女性会が中心となり、更生保護活動を推進しています。「社会を明るくする運動 松前町大会」は令和7年で第75回となりました。

しかしながら、住民アンケートによると、再犯防止の取組について「知らなかった」とする回答が4割で最多でした。また、取組について「行政や関係機関が責任を持って積極的に支援すべきだ」といった意見が多く、地域ぐるみで支援する意識の浸透には課題が見られます。

立ち直りを決意した人が地域社会で孤立しないよう、行政や関係機関等が連携して支援に取り組む必要があります。また、住民に取組の意義や重要性を伝え、地域全体で温かく支える意識を共有することが重要です。

 住民や地域が取り組むこと(自助・互助)

- 保護司や更生保護女性会などの活動に理解を示し、地域ぐるみで立ち直りを支える意識を持ちましょう。
- 立ち直りを目指す人を偏見で排除せず、地域活動やボランティアへの参加を通じて関わりを持ちましょう。
- 就労や生活の機会を提供している地元企業や団体を応援し、再出発しやすい環境を育てましょう。

☀️ 行政や関係団体が連携して取り組むこと(共助・公助)

- 自立相談支援や就労支援、住宅支援など既存の福祉制度と更生保護施策をつなぎ、切れ目のない支援体制を整備します。
- 保護司会や更生保護女性会などの更生保護活動を担う団体と連携して、立ち直りを支援します。

☀️ 具体的な取組・事業

社会復帰に向けた包括的な支援	刑務所出所者等の社会復帰に向けて、協力雇用主登録の増加や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用、社会貢献活動の受け入れ等、警察等の関係機関と連携しながら包括的に支援します。
更生保護活動の支援	保護司会や更生保護女性会等の団体活動を支援し、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関同士の連携を図ります。
学校などと連携した修学支援	小中学生の作文コンテスト、意見発表などを実施し、児童生徒への啓発を行います。また、問題行動のあった児童生徒の立ち直りを支援するため、学校と連携して環境を整えるなど、支援を行います。
広報・啓発活動の推進	犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の立ち直りを考える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」などの広報を行い、更生保護に携わる団体の活動を啓発します。

☀️ 活動紹介: 更生保護活動に関する研修



伊予地区保護司会・更生保護女性会 県外研修

地域の活動



伊予地区更生保護女性会総会

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための支援制度です。ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加が今後も見込まれていることから、権利擁護支援の重要性が高まっています。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「松前町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。地域に暮らす権利擁護を必要とする人を支援するため、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定めます。

2 現状と課題

(1)成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者(成年後見人等)がその人の自己決定権を尊重し、預貯金の管理等(財産管理)や日常生活での様々な契約(身上保護)、意思決定の支援等を行う制度です。

家庭裁判所に申立てをし、後見人などを選任してもらう「法定後見制度」と、本人がまだ判断能力のあるうちに、あらかじめ任意後見契約を締結し、判断能力が不十分になったときの任意後見人を定めておく「任意後見制度」があります。「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3種類があり、支援の範囲が異なります。なお、成年後見人等になれるのは、本人の親族や市民後見人、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)や福祉関係の法人等です。

法定後見制度			任意後見制度
家庭裁判所により選任			判断能力があるうちに将来に備えて自分で選任
補助	保佐	後見	
一部の契約・手続きの同意・取り消し、代理	財産上の重要な契約等の同意・取り消し、代理	全ての契約等の代理・取り消し	

(2)本町の現状

全国の家庭裁判所における成年後見関係の申立件数は、令和6年に41,841件と前年(40,951件)から約2.2%増加し、成年後見制度への需要は着実に高まっています。国は第二期成年後見制度利用促進基本計画(計画期間:令和4年度~令和8年度)において、令和6年度末までに全市町村で中核機関の整備等を推進しており、自治体の体制整備が進展しています。

本町では、令和7年3月に成年後見制度中核機関を福祉課内に設置し、普及啓発や相談支援を中心に体制整備を進めています。令和8年度以降は受任調整会議(申立てケースに対して適切な受任候補者を推薦する会議)を設置し、具体的な活動を行う予定です。

また、愛媛県のカリキュラムに沿った市民後見人養成研修(入門講座・基礎編・実践編)を令和7年度から段階的に実施し、修了者の実習・登録体系の整備を町社協と連携して進めています。

さらに、令和7年4月に「松前町成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱」を策定し、申立費用助成と報酬助成の両面で低所得世帯等への支援を拡充しています。

■松前町成年後見制度中核機関の概要

設置場所	松前町 福祉課(障がい福祉係、地域包括支援センター係)
対 象	認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者、これに準ずる者又はその親族又は支援関係者
業務内容	1 成年後見制度に関する普及啓発に関する業務 2 成年後見制度の利用に係る相談支援に関する業務 3 成年後見制度の利用の促進に関する業務 4 成年後見人等の支援に関する業務 5 その他町長が必要と認める業務

(3)今後の課題

課題1 制度の周知

住民アンケートで成年後見制度の内容までは知らないとする回答は7割以上となっており、制度の周知に課題が見られます。松前町成年後見制度中核機関を起点に、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、司法関係者等との多機関連携を一層強化し、早期相談につなげる仕組みの周知・啓発が必要です。

課題2 担い手の確保

申立てケースに応じて適切に対応するため、専門職、法人後見、市民後見の担い手を量・質の両面で計画的に確保することが求められます。市民後見人の体系的な養成・実習・継続研修を推進し、担い手の育成と実践力の向上を継続的に図ることが必要です。

課題3 利用しやすい運用・費用負担の軽減

成年後見制度の情報不足や申立書類作成の負担、申立費用、後見人等の報酬が経済的負担となり、利用の妨げとなっています。制度の概要や「相談→申立→審判」までの標準的な流れの周知、申立支援、助成制度の円滑な利用を進めることが必要です。

☀️ 主な成果指標

項目	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見制度の認知度 (アンケート)	%	24.7	35.0
市民後見人の人数	人	0	24



3 具体的な取組

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるようにするため、以下の取組を推進します。

地域連携ネットワークの体制整備	<p>権利擁護支援が必要な方を見逃さないよう、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、医療機関、金融機関、司法関係者、専門職団体等と連携し、情報共有の体制を整えます。</p> <p>相談窓口を明確化し、早期から「相談→初動対応→申立て検討」へ迅速につなげます。また、受任調整会議を設置し、法律・福祉の専門職団体の協力の下、申立てケースに対して適切な受任候補者を推薦できる体制を整備します。</p>
普及啓発の推進	<p>松前町成年後見制度中核機関を中心として、制度の周知資料の作成・配布や講座の開催、市民後見人養成研修を計画的に実施します。住民・関係機関・地域団体へ継続的に情報発信し、相談につながる認知度を高めます。</p>
相談支援の充実	<p>相談受付と状況の聞き取り(アセスメント)を行い、申立てに向けた書類整備、関係先の調整、窓口同行などを実施します。緊急時は初動対応を優先し、必要機関へ速やかに連絡し、支援を受けられるように調整します。</p>
助成制度の運用	<p>申立費用や後見人等への報酬の助成について、対象・上限・手続きを明確化し周知します。申請支援と迅速審査に努め、運用を定期的に見直します。</p>
市民後見人等の育成及び活動支援	<p>市民後見人の養成・実習・継続研修を計画的に行い、受任前後の相談・助言や事例共有で実践力を高めます。また、相談窓口を整備し、負担軽減と継続支援につなげます。</p>